党師に建筑代訓練のためのD※清照法

2019 年 4 月(中小は 2020 年 4 月)に導入された残業の罰則付き上限規制は、時間外労働を「月45時間、年360時間」を基本原則としました。そして、2023 年 4 月には、月 60 時間超の時間外労働の割増賃金率を 50%以上とする取扱いが、中小企業にも適用されます。今、生産性の向上を通じた労働時間と残業代の削減は、労務管理の最優先課題であると言ってよいでしょう。本セミナーでは、様々な労働時間・残業代の削減手法や事例を解説しつつ、近年話題の DX(デジタル・トランスフォーメーション)を通じた課題解決の方法も提示し、自社の時短の具体策について考える機会を提供します。是非、この機会にご参加ください。

講座内容

- ◆労働時間に関わる法改正の最新動向
- ◆月 60 時間超の時間外割増率アップが

中小企業に与える影響

- ◆未払い残業代の請求リスクについて
- ◆時短を実現するための3つの手法
- ◆DXとは何か

定

- ◆DXを労働時間削減に活かすポイント
- ◆労働時間、残業代削減の事例
- ◆関連助成金、補助金について
- ◆時短の具体策を考える(ワーク) 他

日時 2024年 10 月 21 日 (月)

14:00~16:00

場 所 伊那商工会館 1 階大ホール

(伊那市中央 4605-8)

受講料 無料 (会員・非会員問わず)

30 名(先着順(※定員になり次第、締め切ります)

●講師紹介●

がいだ よしひる 飯田 吉宏 氏

孚(まこと)事務所 株式会社 代表取締役 社会保険労務士

〈プロフィール〉



大学卒業後、20代後半まで呉服流通チェーン、中小法人向けノンバンクに勤務。在職時に職場で体験した労使トラブルをきっかけに労働法と人材育成の在り方に関心を持ち、2000年に社労士資格を取得する。2004年独立起業。社員数5名のリフォーム会社から、100名の外資系医療機器メーカーまで15業態以上の労務管理指導を経験する。現在は社労士の知見に東洋哲学の視点を取り入れた人材・組織開発を得意とし、中小企業のリーダー・後継人材の育成、労務問題の解決支援に注力している。コンプライアンス・労務管理関連のテーマを中心に、商工会議所や法人会など各種団体での講演・セミナー講師も務めている。

主催

伊那商工会議所

TEL:0265-72-7000

★ お申し込み方法

下記申込欄に必要事項をご記入いただき、

FAX 又は E-mail にてお申込みください。

10/21(月)開催 「労働時間と残業代削減のためのDX活用法」 参加申込書

伊那商工会議所 行(FAX:0265-73-7766 E-mail:sien@inacci.or.jp)

| 事業所 | | TEL | |
|-------|--|-----|---------------|
| 所 在 地 | | FAX | |
| 参加者名 | | | (※複数名お申し込み可能) |